

意見書第 14 号

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う社会保障制度の整備や人口減少下における地域活性化、脱炭素化をめざした環境対策、行政のデジタル化推進など、極めて多岐にわたる新しい役割が求められているが、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症や近年多発している大規模災害への対応等の喫緊の課題に迫られている。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

よって、国においては、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災、脱炭素化対策、地域活性化、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充やこれらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率の引き上げなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保及び感染症対応業務のみに限定せずに、その他の新型コロナウイルス対策事業や地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。
5. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 16 日

延 岡 市 議 会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(地方創生)(経済財政政策担当)
衆議院議長
参議院議長